

質問書について

1 質問書提出及び回答

- (1) 工事名 千葉市立坂月小学校屋内運動場床改修工事
- (2) 質問書の提出期限 令和8年7月6日(月) 17時まで
- (3) 提出先 千葉市財政局資産経営部契約課
- (4) 提出先電子メールアドレス keiyaku-qa@city.chiba.lg.jp
- (5) 提出先電話番号 043-245-5088
- (6) 質問書の表題 「千葉市立坂月小学校屋内運動場床改修工事質問書【申請者名】」
- (7) 回答日時 令和8年7月9日(木) 13時から
令和8年7月14日(火) 17時まで
- (8) 回答方法 ホームページにて公開します。

2 留意点

- (1) 提出にあたっては電子メールで所定の期限内に行ってください。
- (2) 添付データは【Word形式】で行ってください。
- (3) 質問書を提出した場合は、電話連絡にて電子メールの受信を確認してください。
- (4) 押印の必要はありません。
- (5) 提出期限までに「質問書」の提出がない場合は、「質問事項なし」とみなします。
- (6) 全社質問の無い場合でも、その旨公開します。
- (7) 入札価格の積算見積りは、設計図書(設計図面、仕様書、質問回答書)を根拠として行ってください。
- (8) 数量内訳書は参考です。なお、数量内訳書の数量に疑義のある場合は、「数量の確認について」により指摘事項をお知らせください。その際には併せて数量積算等の根拠資料を添付してください。
- (9) 「数量の確認について」は、設計図書の質問書とは別紙とし、提出方法、提出期限及び回答方法は、設計図書に関する質問書に準じます。
- (10) 契約後に設計変更の必要が生じた場合は、協議の上、設計図書の内容変更に伴う変更を行います。